

岩手県立病院等債権（医業未収金）回収業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 10 月

岩手県医療局

岩手県医療局（以下「医療局」という。）は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定に基づき、別表に定める病院等における医業未収金（医療費における患者負担分）に係る滞納債権の回収業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により契約候補者を特定するための企画提案を次のとおり募集する。

1 本業務を委託する目的

別表に定める病院等が有している医業未収金に係る滞納債権には、遠隔地の居住者など滞納者に対する督促状の送付程度では納入が期待できないものや、滞納者の転居等により現住所が不明となって回収が困難なものがある。

そのため、債権回収に関するノウハウを有する事業者に委託することにより、滞納債権の回収の促進と収納事務の効率化を図ることを目的とする。

2 プロポーザルに付する事項

- （１） 調達物件の名称 岩手県立病院等債権（医業未収金）回収
- （２） 調達物件の概要 岩手県立病院等債権（医業未収金）回収業務
- （３） 調達物件の内容 別添「岩手県立病院等債権（医業未収金）回収業務委託要求仕様書」及び別紙のとおり

3 参加資格

弁護士又は弁護士法人（以下「弁護士等」という。）若しくは債権回収会社（弁護士等と一体となって参加する者に限る）であって、次の各号に掲げる要件を全て満たす者。

- （１） 次の要件を満たしていること。ただし、弁護士等が単独で本業務を行う場合は、イの要件を除く。
 - ア 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 4 条に規定する弁護士、又は同法第 30 条の 2 に規定する弁護士法人であること。
 - イ 債権管理回収業に関する特別措置法（平成 10 年法律第 126 号）第 3 条の規定に基づく法務大臣の許可を受けた債権回収会社で、同法第 12 条ただし書により「特定金銭債権以外の債権」について集金代行業務等の兼業承認を法務大臣より受けていること。
- （２） 本業務委託を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- （３） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （４） 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （５） 共同体で参加する場合、各構成員は、（１）から（４）までのすべてに該当すること。また、構成員は単独で本件に参加、若しくは他の共同企業体の構成員以外のものとする

4 企画提案書及び共同企業体参加資格申請書類の提出

- (1) 参加者は、次により企画提案書及び共同企業体参加資格申請書類を提出すること。（企画提案書記載要領参照）
 - ア 企画提案提出書の提出について（様式第1号）
 - イ 企画提案書（様式第2号）
 - ウ 参加資格要件を満たすことを証する書類 ※弁護士の証明又は許可証の写し
 - エ 直近2事業年度の決算の状況が分かる書類（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等）
 - オ 共同企業体参加資格申請書類（別紙参照。共同企業体での参加の場合に記載が必要。）
- (2) 提出期限
令和7年11月14日（金）17時
ただし、岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）は受け付けない。
- (3) 提出先
〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11番1号
岩手県医療局医事企画課（電話019-629-6342）
- (4) 提出方法
持参又は郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）すること。
ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお、FAX及び電子メールによるものは受け付けない。
- (5) 提出部数
企画提案書3部（正本1部、副本2部）
併せて、CD-R等により1枚提出すること。
- (6) 提出のあった企画提案書について、電話等により確認を行う場合がある。
- (7) 提出期限後の再提出及び差替えはできないこと。

5 プレゼンテーション及びヒアリング要請者

- (1) 企画提案書を提出した者にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- (2) (1)の実施に関し、令和7年11月21日（金）までに書面により通知する。

6 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- (1) 実施予定日
令和7年12月12日（金）10時頃から
- (2) 出席者
出席者は3名以内とする。ただし、パソコン等の操作として1名の追加は認める。（説明は不可）

7 契約候補者の特定

- (1) 別添「岩手県立病院等債権（医業未収金）回収業務委託要求仕様書」に掲げる事項等について、提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を下記に基づき評価し、合計で最も多くの点数を得た者を次期契約候補者として特定する。

- ア 業務実施方針
- イ 業務実施手法
- ウ 業務実施体制
- エ 受託の状況
- オ 個人情報保護体制
- カ 経営基盤の状況

- (2) 特定結果については、特定された者（以下「特定者」という。）に対してはその旨を、また、特定されなかった者に対してはその旨と理由を、令和7年12月22日（月）までに、それぞれ書面により通知する。

8 特定者の公表

- (1) 特定者及び企画提案書の特定理由を閲覧により公表する。

- ア 閲覧開始記7の通知の日から令和8年1月30日（金）
- イ 閲覧場所記4に同じ
- ウ 閲覧時間9時から17時まで（休日を除く。）

9 質問の受付

- (1) 受付期間

令和7年10月3日（金）から10月31日（金）午後3時 まで

- (2) 受付方法

別に定める質問票に記入のうえ、ファクシミリ（019-629-6344）又は電子メール（アドレスEA0005@pref.iwate.jp）により、岩手県医療局医事企画課あて送信すること。

なお、電話による質問は、受付しないものとする。

- (3) 回答方法

受付した通信方法により質問者あて直接回答するとともに、令和7年10月31日（金）までに、医療局のホームページ上で公開することとする。

ただし、質問の内容に質問者が有する独自のノウハウやアイデア等が含まれる場合には、申出により、当該質問及び回答の一部又は全部について公開しないことがある。

10 審査委員

次期契約候補者の特定に係る審査は、別に定める審査委員により構成される選定委員会が行う。

11 その他事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 失格又は無効

次のいずれかに該当した場合は、失格又は無効とする。

- ア 4に掲げる提出期限、提出先、提出方法が守られなかったとき。
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- ウ 企画提案書に虚偽の記載があったとき。
- エ 複数の企画提案書を提出したとき。

オ 本企画提案募集に従事する職員に対し、企画提案について不正な接触の事実が認められたとき。

カ 提案に関しての談合等の不正行為があったとき。

キ 3に掲げる要件を満たしていないことが判明したとき。

ク 提案者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。

ケ 提案者が著しく社会的信用を失うなど、契約候補者として不適格と医療局長が認めたとき。

コ その他不正な行為があったと医療局長が認めたとき。

(3) 費用の負担

企画提案書の作成及び提出（プレゼンテーション及びヒアリングへの対応を含む）に関連して必要となる経費については、各参加者の負担とする。

(4) 参加報酬

無償とする。

(5) 企画提案書の取扱い

ア 提出された企画提案書は、返却しない。

イ 提出された企画提案書は、契約候補者を特定する目的以外に使用しない。

ウ 提案された企画提案書は、選定事務に必要な範囲内で複製することがある。

エ 提案された企画提案書は、情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）に基づく開示請求の対象となるため、原則として、個人情報及び開示することが提案者の不利益となる情報以外は、全て開示することとなる。

12 契約について

(1) 選定委員会にて特定された企画提案書を提出した事業者を契約候補者とし、契約協議を進めるものとする。なお、特定された契約候補者との協議が調わないなど委託契約を締結する見込みがない場合には、当該者に係る特定を取り消し、選定委員会において次点となった企画提案書を提出した者を契約候補者とするが、次点の者が本業務を実施するにふさわしくないと選定委員会で判断した場合についてはこの限りではない。

(2) 契約候補者との委託契約締結にあつては、企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、医療局と契約候補者が提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行ったうえで、双方が合意に至った場合に随意契約を締結するものとする。

(3) 契約期間の各年度における岩手県立病院等事業会計予算の当該事業に係る予算が議決されなかった場合は、本委託契約は締結しないものとする。

1 委託する債権

名称	委託対象金額（債務者数）
岩手県立病院等医業未収金	53,175千円（649債務者）

※この委託対象金額は令和7年7月末時点のものであり、以後の発生及び回収状況により増減する場合があります。

過年度分経過年数別一覧

			うち、過去委託実績有	
区分	件数	金額	件数	金額
1年以上 2年未満	1件	11千円	0件	0千円
2年以上 3年未満	166件	10,599千円	6件	1,364千円
3年以上 4年未満	82件	8,995千円	11件	2,255千円
4年以上 5年未満	35件	2,913千円	5件	198千円
5年以上 10年未満	177件	17,035千円	34件	2,608千円
10年以上 20年未満	165件	23,803千円	72件	9,336千円
20年以上	90件	9,346千円	62件	5,131千円
合 計	716件	72,702千円	190件	20,892千円

過年度分残高別一覧

			うち、過去委託実績有	
1件あたりの未収額	件数	金額	件数	金額
10万円未満	559件	14,492千円	145件	3,555千円
10万円以上 50万円未満	151件	33,217千円	43件	10,089千円
50万円以上100万円未満	21件	14,950千円	5件	3,614千円
100万円以上	11件	15,637千円	3件	4,111千円
合 計	742件	78,296千円	196件	21,369千円

上記債権（滞納額が1千円以上のもの）とする。ただし、原則として次の債権は対象としない。

- （１） 分割納入中又は支払方法等について相談中のもの
- （２） 自己破産又は相続放棄等により債権の権利放棄の対象になるもの
- （３） 債権の存在自体に債務者との間に見解の相違等（争い・トラブル）があるもの
- （４） 無所得などの経済的な理由で未払いであることが明らかなもの
- （５） その他、岩手県立病院等で委託をしないことが適当と判断したもの

【参考１】令和6年度末医業未収金（過年度個人未収金）残高

504,665,497円（県立病院等全体）

【参考２】令和6年度末医業未収金（年度内個人未収金）残高

599,698,053円（県立病院等全体）

※令和6年度に発生したものうち、発生後3か月以上を経過したもの

別表 岩手県立病院及び地域診療センター一覧

病院番号	施設名	住所	郵便番号	電話番号
1	中央病院	盛岡市上田1丁目4番1号	020-0066	019-653-1151
2	大船渡病院	大船渡市大船渡町字山馬越10番地1	022-8512	0192-26-1111
3	釜石病院	釜石市甲子町第10地割483番地6	026-8550	0193-25-2011
5	宮古病院	宮古市崎嶇ヶ崎第1地割11番地26	027-0096	0193-62-4011
6	胆沢病院	奥州市水沢字龍ヶ馬場61番地	023-0864	0197-24-4121
7	磐井病院	一関市狐禅寺字大平17番地	029-0192	0191-23-3452
8	遠野病院	遠野市松崎町白岩14地割74番地	028-0541	0198-62-2222
9	高田病院	陸前高田市高田町字太田512番地2	029-2205	0192-54-3221
10	久慈病院	久慈市旭町第10地割1番	028-8040	0194-53-6131
11	江刺病院	奥州市江刺西大通り5番23号	023-1103	0197-35-2181
12	千厩病院	一関市千厩町千厩字草井沢32番地1	029-0803	0191-53-2101
13	中部病院	北上市村崎野17地割10番地	024-8507	0197-71-1511
14	二戸病院	二戸市堀野字大川原毛38番地2	028-6193	0195-23-2191
15	一戸病院	二戸郡一戸町一戸字砂森60番地1	028-5312	0195-33-3101
16	大槌病院	上閉伊郡大槌町小槌第23地割字寺野1番地1	028-1131	0193-42-2121
17	山田病院	下閉伊郡山田町飯岡第1地割21番地1	028-1311	0193-82-2111
18	中央病院附属沼宮内 地域診療センター	岩手郡岩手町大字五日市第10地割4番地7	028-4307	0195-62-2511
19	軽米病院	九戸郡軽米町大字軽米第2地割54番5	028-6302	0195-46-2411
20	大東病院	一関市大東町大原字川内128番地	029-0711	0191-72-2121
21	磐井病院附属花泉 地域医療センター	一関市花泉町涌津字上原31番地	029-3105	0191-82-1231
22	東和病院	花巻市東和町安俵6区75番地1	028-0115	0198-42-2211
23	中央病院附属大迫 地域診療センター	花巻市大迫町大迫第13地割20番地1	028-3203	0198-48-2211
24	大船渡病院附属住田 地域診療センター	気仙郡住田町世田米字大崎22番地1	029-2311	0192-46-3121
25	二戸病院附属九戸 地域診療センター	九戸郡九戸村大字伊保内第7地割35番地1	028-6502	0195-42-2151
28	南光病院	一関市狐禅寺字大平17番地	029-0131	0191-23-3655
31	宮古病院附属重茂診療 所	宮古市重茂第1地割37番地1	027-0111	0193-68-2117
34	中央病院附属南山形診 療所	岩手郡岩手町川口第28地割13番イ号字桜	028-4211	0195-62-9011